

第19回 調達価格等算定委員会

日時 平成27年2月24日（火） 9：01～10：36

場所 経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

1. 開会

○植田委員長

定刻になりましたので、ただいまから第19回の調達価格等算定委員会を開催させていただきます。山内委員は少し遅れていらっしゃるようですが、お見えになると思いますので、始めさせていただきます。

なお本日は、山地委員が所用により欠席というご連絡をいただいております。

事務局説明

2. 前回ご指摘いただいた事項について

（事務局、農林水産省より説明）

○植田委員長

早速ですが議事に入らせていただきます。

まず、事務局のほうから資料1、前回のご指摘事項について。それから農林水産省のほうから資料2、前回に引き続き説明をお願いしたいと思います。

なお、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席ください。

まず、木村部長からお願いできますか。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

本日の資料、4点でございます。ご確認いただければと存じます。

それでは資料1でございますが、簡単にご説明をさせていただきます。

前回のご指摘事項についてということで、ご指摘事項、簡単に表にしたものが1ページ目でございます。

一世帯当たりの電力消費量の水準というのは、300kWhということで今まで標準家庭というふうに呼んでいるんだけど、本当にそれが今でもそうなのかどうかというようなことの検証でござ

ざいます。

おめくりいただきますと、2ページ目、一世帯当たりの電力消費量の水準ということで、下にグラフがございますので、見ていただければそのとおりということでございますが、東日本大震災後の2012年に276.1kWh/月ということで減少してございます。

グラフの形になっているのは、最新が12年ということでございまして、13年、ちょっと残念ながら数字があれなんですけれども、細かく見ますと、ほぼこれが横ばいになっているようなトレンドだということでございます。

したがって、大体、震災前300円前後ということで推移をしておったものが、今、275～276円というになっているということでございます。

仮にこれで賦課金を、本年の賦課金ですね、それを算出いたしますと、電力消費量の300kWhで計算すると225円のところが、276.1円ということで計算いたしますと207円ということになるということでございます。

1ページおめくりいただきまして、念のため契約アンペアごとの月平均電力使用量、これも平成24年度のデータが最新でございまして、その後よくわからないんですけども、月平均電力使用量で念のため確認をいたしますと、30A、40Aの契約アンペアというのが一番多いわけでございますけど、これで見ますと月平均の電力使用量、30Aの場合が230kWh、40Aが350kWhというのが平均で、この場合の賦課金、平成26年度0.75円という単価を掛けますと、月額で、30Aが173円、40Aが263円という数字になるということでございます。

これ自身ファクトでございまして、したがって300kWhというような標準家庭の言い方というのをどうするかというのは、確かにご指摘あるかと思えます。必ずしも私どもとしては大きく見直す状況とまではちょっとなっていないのかなというふうには思っております、これまでこういうふうに称していたことの一貫性も踏まえまして、300kWhというのを、あまりそれを標準家庭、標準家庭というふうに言い過ぎないことが大事なのかもしれませんけれども、ただトレンドにつきましては引き続きウオッチをしまいつてはいかがかなというふうに思っているところでございます。

それから、おめくりいただきまして、太陽光の認定量・導入量の推移でございます。

左側が出力ベース、右の2つが件数ベースで、上の青の絵が大規模10kW以上、それで下の赤のものが住宅用でございます。

これもご覧いただいたとおりでございまして、現在のトレンドということでいいますと、出力ベースでは、10kW未満では、10kW未満というのは非常に順調に全体としてトレンドが継続して伸びているということでございまして、導入量もおおむね認定量に比例するといえますか、沿

う形で伸びているというものでございます。

他方、大規模なものにつきましては、年度末に割と集中するようなところがございます。その後、出力ベースでは、これは取り消しが一部加味されてきておりますので、おおむね認定量としては横ばいという状況。それから件数ベースでは少しふえているというような状況が見てとれるわけでございます。

他方、今また年度末に差しかかっておりまして、年度末にやはり認定の申請が急増するという傾向というのはございます。ただ申請のペースを確認したところ、昨年の半分弱ぐらいではないかなというふうなことでございます。最終的に認定に全て至るかどうかというのはわからないので、今の時点では何とも申し上げられないんですけども、やはり少し、この10 kW以上の区分に属するものについて、この年度末に少し上のほうに伸びていくというような状況というのが起こると考えてございます。

また1枚おめくりいただきまして、設備認定の取り消しの状況でございます。平成24年と25年度に認定を受けたものについて、報告徴収、それから聴聞取り消しというもの、運転開始に至る見通しが立っていないようなものについて、認定要件である場所と設備を確認した上で取り消しに至るというものでございます。400 kW以上ということで区分をして、報告徴収をかけているということでございます。

下のグラフを見ていただければ、上が平成24年度でございます。今まで取り消し・廃止に残念ながら至ってしまったものというのが13.2%、それから聴聞をこれからかけるというのが5.9%ございます。

なぜ24年度なのにまだ聴聞ということなんですけれども、場所と設備、どちらかを満たしているものにつきましては半年の猶予を与えたことと、それから系統の接続協議が継続中なものについてはやはり半年の猶予を与えたということで、若干まだこれが残っているという状況でございます。したがって全体として十数パーセント程度の取り消し・廃止ということになる。

もちろん報告徴収の対象になっていないようなものとか、あるいは認定要件を充足したもののなかにも自主的に事業を中断されたりするようなものもあるとは思いますが、そういったものが、ここでは読み取れませんが、全体として趨勢はこういう感じになっているということでございます。

平成25年度につきましては、今まだ、まさに報告徴収、これ非常に件数が24年度に比べても多ございまして、審査を各地方局のほうでやっている状況でございます。順次、聴聞、取り消し・廃止といった手続も進めているということでございます。

また平成25年度につきましては、分割案件を報告徴収の対象にする。分割案件、個別に見ます

と400kWを超えないんですけども、それでもやはり意図的にそれを、ちょっと言い方あれですけど潜脱するような形で分割をしているというふうには認められるものにつきましては、やはり報告徴収、公平の観点からやるということにさせていただきます。これはかなり特定が難しいものですから、こういう分割案件につきましては引き続き報告徴収を継続しているというような状況でございます。こういったさまざまな取り組みは進めているということで、ご理解を賜ればと思っております。

それから最後のページでございますが、今回、出力制御対応機器の設置につきまして、10kW未満の太陽光につきまして、追加的費用を上乗せしたいというふうにご考えてございます。この上乗せ分、当然、買取価格、調達価格が少し上がるかと思っておりますけれども、それで買うことによりまして、どの程度、発電事業者を支払うことが必要となる金額がふえるのかということでございます。

要は、出力制御の対象となります機器を設置しなくちゃいけないのは、中3社ではない、残りの7社のところで、住宅用の太陽光を導入されるようなケースでございますけれども、導入のペース、これは月ごとに展開しておりますけど、年で見ると大体88万kWぐらいございまして、この棒グラフを見ていただくと、大きく増えたり減ったりということは恐らくないのかなというふうには、とりあえず想定をさせていただいております。

それで下の計算式に当てはめて計算をいたしますと、約4億円程度の負担増といえますか、発電事業者を支払うことが必要となる金額がふえる。これが、したがって恐らくは賦課金という形で回収する必要がある金額になるということでございます。

とりあえず以上でございます。ありがとうございました。

○植田委員長

それでは農林水産省のほうから、引き続きお願いできますでしょうか。

○林野庁

農林水産省林野庁でございます。前回の委員会におきまして、各委員からご指摘いただいた事項についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、ちょっと私どもの資料わかりにくいところがございます、幾つかご指摘ございました。

1つは、現在の未利用間伐材の発生量、2,000万 m^3 、あるいは600万 m^3 という、バイオマスとしての利用量見込みとの関係がよくわからない。

それから木材需要、国産材と輸入材があるけれども、その関係がよくわからない。

それから国産材利用量と森林資源の増加量との関係について、持続的な利用可能性ということ

だと思いますが、ご指摘がありましたところでございます。

次のページで、以上につきまして、まとめてお答えしつつ、森林資源の木質バイオマス発電としての持続的な利用可能性についてご説明申し上げます。

一番上の丸のところ、森林資源ですが、毎年約1億 m^3 増加しております。また現在のストック自体が約49億 m^3 ございます。かたく見積もってもこれぐらいあるということでございます。

これがどれぐらいの水準かということですが、2番目の丸を見ていただきますと、現在、我が国の木材の総需要量が年間7,400万 m^3 ぐらいでございますので、例えばストックでいいますと、70年分ぐらいのストックがあるということです。それから毎年1億 m^3 成長しておりますので、毎年の成長量で需要量を全て賅って、かつ毎年、森林資源がふえ続けていくという水準でございます。

この2,100万 m^3 、今、国産材利用しているということですが、下の図を見ていただきますと、伐採量自体は2,100万プラス下の未利用間伐材2,000合わせまして、約4,000万 m^3 ほど切っているのですが、今のところ歩留まり半分ぐらいで、山から運び出して利用しているのが2,100万 m^3 というところでございます。最近、バイオマス利用等によりまして、5年ぐらい前はほとんどなかったのが、約120万 m^3 ぐらいについてエネルギー利用されてきているというところでございます。

政府といたしましては、3つ目の丸でございますけれども、平成32年の見通し及び目標でございますけれども、木質バイオマス発電のエネルギー源として年間600万 m^3 程度の利用を見込んでいたところでございます。

こちらのほう、右側見ていただきますとおり、国産材の供給量、全体を上げて自給率半分程度を目指していこうという計画でございます。国産材と輸入材、もう価格のほうは実は差がないところございまして、供給を伸ばせば輸入材に置きかわっていくというふうに考えております。

これから、一つは、今まで間伐という、いわゆる間引き、抜き切りの段階だったのですけれども、これからは最終的な収穫として面的な伐採、主伐というしておりますけれども、そういったものがふえてきますとともに、また、路網整備、木を切って運び出すための道の整備でありますとか、あるいは、今、森林、数十人、数百人の非常に小規模の分散的な所有になっておりますけれども、これからスポット的ではなくて、できるだけそれを面的に各森林所有者の合意を取りつけて、計画を立てて、計画的に伐採していく、そういったことで国産材の供給量をふやしていきたいと思っております。

その中で、これは4年前に立てた見通し及び目標でございまして、そのときに600万程度バイオマス利用がされると考えておったところでございます。現在、各地で建設されているものを含めて、今ある大規模な木質バイオマス発電所で、使用量が約400万 m^3 と見込んでおりますけれども、今回、もし小規模区分の価格設定についてお認めいただくことになれば、数字ははっきり申し上げ

げられませんが、相当程度、需要が伸びると思います。

ただ、いずれにしても資源量的には十分でございますので、持続的な木質バイオマス発電のエネルギー源としての利用は十分に可能と考えているところでございます。

私どもからの説明は以上でございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

それでは、事務局並びに農林水産省からの説明に関しまして、ご意見、ご質問とかございますでしょうか。

和田委員。

○和田委員

バイオマスのほうのご説明ありがとうございました。要するに現在の段階で2,100万 m^3 程度、国産材を利用しながら、なおかつ1億 m^3 がふえ続けているというふうに考えていいわけですね。

○林野庁

1億 m^3 増加しているうちの2,100万プラス、4,000万切っておりますので、そういう意味では差し引き6,000万 m^3 ふえているという計算になります。成長量のうちの4,000万 m^3 を切っております。

○和田委員

1億 m^3 のうち2,100万を利用しているということですか。

○林野庁

はい。

○和田委員

この増加量というのは当然、森林の状況によって変化していきますよね。現在、蓄積量が総量で49億あるわけですけども、現在、樹齢の非常に高い40歳とか50歳とか、それ以上のものが非常にふえていますから、そういうものを主伐で利用し始めるということになっていきますと、今後はそこに植樹をして、若木が育ち始めるというふうな状況になってくると、また成長量は高齢の樹種よりも早く成長しますので、その分、増加量はふえてくる可能性もあるわけですね。

だから、そういうことも見込んで将来的な計画を立てていくということが非常に重要じゃないかなとは思っているんですけどもね。森林の状況によって、若干その辺の利用可能量というのが増減するというのも見込んでやった場合に、今の計画よりももっと高い計画をつくっても十分それをこなすだけの森林はあると見てよろしいわけですね。

○林野庁

はい、和田先生がおっしゃったとおりでございます。要は人間と同じで、若い木ほど成長し

ますので、また新しい苗木を植えますと成長量がふえてまいります。また現在、毎年の資源量よりも使っている量が少ないので、毎年毎年分母自体もふえてまいります。そういった意味でもこれから資源量がふえていくと思います。

従来から、私どもが計算している資源の増加量とか、蓄積量についても、実際はもっと大きいのではないかという声も非常に多いところがございます。そういう意味では私ども、ことしから来年にかけて、また森林・林業基本計画という5年に1回の計画を見直しますので、その中でまた資源量等々につきましても新しい目標を立てていきたいと考えているところがございます。

○植田委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ、山内委員。

○山内委員

すみません、さっきのご説明いただいた中でちょっと確認なんですけれども、輸入材と国産材の価格がもう変わらなくなってきたというご説明があつて、その後、需要が伸びると輸入材が伸びるというご説明ございましたか。

○林野庁

国産材の供給力がふえると、その分、国産材の需要もふえてくるというふうにご説明申し上げたつもりでございます。

○山内委員

供給がふえると需要がふえるっていうのはどういう意味？

○林野庁

、国内の木材産業について、できれば国産材を使いたいというニーズがある一方で、いろんな理由がありますけれども、今まではなかなか国産のインフラも含めて供給力が十分になかったので外国から輸入していた部分が多かったのですけれども、これから路網整備等々進めまして、国産材の供給力が伸びればその分需要されるというふうにご説明しているところがございます。

○山内委員

今は供給の条件か何かボトルネックになって、国産材があまり使われていないんですけど、それが、例えば今、路網というのは、要するに運び出す条件とかそういうものですかね、それが改善されると国産材ももっと使われるんじゃないかということですか。

○林野庁

そうです。一つは道という面もございますし、今ボトルネックになっておりましたのが、やはり1つの山に国内では何十人、何百人と森林所有者がいて、しかもどんどん相続が進んで、さら

に森林所有者がふえている。さらにその大部分は地元に住んでいない人が多くなっている。また、長い間に、例えば森林の境界もわからなくなっているといった点がございまして、なかなか今までは安定的に大規模に供給するということが難しかったのですけれども、そういったインフラ整備とともに、森林所有者、共同して集約化した供給計画をつくっていくことで、そういった供給力の拡大が可能になるというふうに考えているところでございます。

○山内委員

すみません、言葉尻捉えるようで。もしもそうだとすると、そっちのほうの計画が進めば、何もしなくても国産材が使われるようになるので、問題なくなっちゃうんじゃないですか。

○林野庁

何もしなくてもと言いますと。

○山内委員

何もしなくてもというのは、農水省としての、今おっしゃったような施策はするんだけど、それ以上のことをしなくても、その目的は達成されていくということになるんじゃないですか。

○林野庁

そうですね、私ども特に重要と考えておりますのが、この図でいいますと未利用間伐材といったところです。そういう意味では、今は、例えば建築用資材が主たる用途でしたので、簡単に言いますと立派な木しか運び出されてこないといったところ、枝葉の部分とか、曲がった木とか、そういったところは山に捨ててきていた。それが、例えばこういったF I Tの制度などによりまして、今まで捨てていた部分が有効に利用されることになるので、そういった点について私ども大きく期待しているというところでございます。

○植田委員長

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。林野庁さんのご説明で。まだまだ理解し切れていないんですけども、右側の5年後、平成32年、これは4年前に計画した数値だということで、5年後を。だから、もう現状はこういうのはないわけですね。4年たって今の時点でのこういう、もうちょっと将来的に見たものがないわけなんですね。

現状とは変わっているかもしれないという前提で見せてもらったとして、この左側の現在の状態のところは、輸入材と国産材と書かれているブルーとグリーンのところだけが利用されているという、現状の。だからこの右側でいう総需要量に当たるのが、左側のこの7,400万だということなんですね。それが5年後には多分もうちょっと400万ぐらい増えるんじゃないかなろうかという予測

を立てておられるというお話と見ていいんですか。

それで、知りたかったのは、未利用間伐材の2,000万 m^3 、これが非常にキーポイントで、これを今回バイオマスで使っていきたいなというお話ではあるんですけども、そのうちの右のほうに600万というふうに書いてある部分がそれに当たって、これぐらいは使えるだろうということだけれども、この備蓄のところからも600万の中に入って、自然増のところ、この一番下、自然増ですよね。

○林野庁

はい、そうです。

○辰巳委員

そうですね。だからその自然増からも入るだろうということは、2,000万というのはどのぐらいの比率で使われるような予測をされているのかとか、どのぐらい使われると予想されているのか。2,000万ある、毎年毎年出てくる、毎年毎年こういう状態だろうと思うので、出てくる未利用間伐材というのが、それ以外増えてくる量もあわせても600万ぐらいだろうという予測がどのぐらい変わるというふうに想像されているのかというか。

実は知りたかったのは、今回、F I Tで未利用間伐材が使われるようになれば、どういう形にこの右側の絵姿が変わるかというところ辺の予測がほしいなというふうに思っていたんですけども、全くわからないなという。わからないですよ、これは、その4年前の時点だから、そういうことは予測されていないということですよ。

今、そういうのは予測つくんですか。現状で。どのぐらいに、この600万というところ辺がどういうふうな状況になるだろうかというのは、

○林野庁

この600万 m^3 の予測をしておりましたときは、まだF I T制度とかできていなかったものなので、例えば熱利用とか、あるいは石炭混焼とか、そういったものを考えておったところです。また、現状のF I T制度を前提にしまして、いわゆる5,000 kW級といわれるような現状の施設で、約400万 m^3 程度ぐらい利用すると見込んでいるところです。

例えば今回、小規模区分を設定していただけるということになると、なかなか定量的に言いにくいところがございますけれども、私どもとしては、今まである大規模な施設以上に需要があるのではないかと見込んでおりますので、400万プラスアルファということにはなるのですけれども、相当の量だと思います。

今まで2,000万 m^3 の未利用間伐材などがございました。すなわち、歩留まり半分ということだったので、国産材の供給自体を大幅にふやす、要は切る量をふやしていきますと、未

利用になる材も歩留まり半分のままでは、それだけこのままだと山に放置する量も多くなってまいりますので、私どもとしてできるだけF I T制度なども活用させていただきながら、増やしていきたいということでございます。

では、600万m³が何百万になるのかと定量的に言いにくいところでございますけれども、相当の大規模な、現状の施設を上回るような需要があるのではないかと考えているところでございます。

○辰巳委員

大体それは無理な予測かもしれないんですけども、予測は無理にしても、例えば何年後、今から5年後でも構わないし、10年後でも構わない、2030年というのが今、目標ターゲットしてあるので、2030年にはどのぐらいにしたい。例えばこの2,000万を全部使いたいと思っているのかどうかとか、そこら辺の、逆に考えていくという発想はどの程度考えておられるのかというのが知りたかったんです。

○林野庁

もちろん、未利用間伐材2,000万m³をできるだけ全部使いたいと考えているんですが、これは先ほど申し上げました例えば道の整備の状況などに連動してまいります。

そういった意味では、例えば4年前、5年前にはなかったような状況の変化、例えばこんなF I T制度ができるとか、そういった状況の変化が起きております。私ども、今年から来年にかけて、ここに出ている平成32年の絵姿自体も見直して、新しい目標、例えばどれぐらいをバイオマス利用に使うのかという目標の水準も含めて、今年から来年にかけて計画をつくっていきたいと考えているところでございます。

○辰巳委員

希望としては、だからこれ見直しなさるはずだから、その時点で、2030年で未利用分、現在の未利用といわれているのは全部使うんだというぐらいの目標値を少なくとも立てていただきたいなど。バイオはやっぱりベースにもなるわけだから。というふうに思っただけなんです。

○林野庁

全力で努力いたします。

○植田委員長

和田委員。

○和田委員

今の議論にかかわってですけど、現在の未利用間伐材が2,000万であって、8,000万が純増でふえているんですね。だから、その分もきちんと利用するようになれば、もっともとの資源は多

いわけですよね。だからそういうことも含めて、非常に大きな資源量があるということを前提にして、今の議論でいきますと将来的にどのぐらい出るかということを出していただけるといいんではないかなと思っています。

○植田委員長

じゃ、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

3. 取りまとめに向けた議論

○植田委員長

それでは、続きまして資料3ということになります。

私としては前回までの議論で、中心的な論点につきましては委員の皆様のご合意をほぼ得たのではなかろうかと思いましたが、その後も少し事務局を通じて委員のご意見もお伺いしながら、まとめさせていただくことにさせていただきました。

ですので、作成いたしました平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見（案）ということにつきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○青木新エネルギー対策課課長補佐

では、お手元、資料3、平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見（案）について、読み上げさせていただきます。1ページおめくりいただきまして、

I. はじめに

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、単に「法律」という。）第3条第5項の規定に基づき、平成27年度調達価格及び調達期間について、以下のとおり、意見を取りまとめた。経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して調達価格及び調達期間を定められるとともに、パブリックコメント等を実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をされる場合は、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

なお、法律において、調達価格及び調達期間については、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定めることとされている。これは、電気の供給に必要となる費用の低減を勘案し、賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しているものである。一方で、再生可能エネルギー発電事業者にとり、可能な限り予測可能性を持たせ、事業計画を立案しやすくすることが、再生可能エネルギーの拡大のためには重要である。このため、調達価格等算定委員会として、どのような考え方で、平成27年度調達価格の意見集約に至ったかを明らかにするこ

とで、再生可能エネルギー発電事業者の事業の予測可能性を向上させたい。このような意図から、以下、意見集約に当たって、調達価格等算定委員会として合意した考え方を記す。

II. 分野横断的事項

① 総論

- 制度の適用を受けて運転開始した設備には、法令に基づきコストデータを義務的に提出させており（虚偽の記載があった場合には制度の適用を取り消す旨、注意喚起を実施）、平成27年度の調達価格の算定に当たっても、実態の費用を反映した当該コストデータを基礎とした。
- これに加え、経済産業大臣の認定を受けておきながら運転開始に至っていない中規模以上の太陽光発電設備を対象に実施している報告徴収では、運転開始後の設備から報告されたコストデータよりも更に新しい市況を反映しているデータが得られていると考えられることから、当該データについても分析の対象とした。
- ただし、施行後2年半を経て、太陽光を中心にデータが徐々に集積しつつあるものの、運転開始まで長期の開発期間を要する発電設備（風力・地熱等）を中心に、十分なデータが収集されているわけではない。
- このため、今回の審議の対象として取り上げる太陽光以外の発電設備については、収集したデータ数が少ないことから、前回の調達価格等算定委員会で提示したデータも含めた、制度開始以降運転開始後の設備から報告されたコストデータの全数を、今回の分析対象とした。
- データの分析に当たっては、そもそものデータ数、分布の状況、特異な気象等による年毎の変動等を勘案し、法律が「供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定している趣旨を踏まえる必要があることを確認した。

② 利潤配慮期間終了後の扱い

- 調達価格は、法律第3条第2項において、「当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」及び「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」を基礎とし、「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」、「特定供給者が受けるべき適正な利潤」、「この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用」を含む「その他の事情」を勘案して、定めることとされている。
- また、附則第7条において、「集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図る

ため、この法律の施行の日から起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮する」こととされている。

- 第3条第2項にいう「適正な利潤」とは、調達価格等算定委員会において、諸外国の事例も参考に、リスクが中程度の電源に対する標準的なIRRとして「税引前5～6%」がまず設定されており、これが、附則第7条がないと仮定した場合において第3条第2項において与えられるべき適正な利潤であると考えられる。附則第7条は「3年間を限り」と明記しており、法律の適正な執行の観点から、本年7月1日以降は、同条において上乗せされた1～2%分については、廃止することとする。
- 他方、別途、調達価格の算定に当たっては、第3条第2項において「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」を勘案することとされている。これは、調達価格が「当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」及び「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」を基礎としつつも、その時点における「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」からみて、その水準の価格とすることが妥当かを判断する必要があることから、勘案要素としているものである。
- この「供給量の状況」という事項については、我が国において再生可能エネルギー電気の供給の量が少ないことはそもそも法律施行の前提であったし、また、このことを踏まえて附則第7条によって更に利潤に配慮することとされていたことから、これまでの調達価格の算定に当たっては、調達価格に影響を与えるべき独自の事情としては明示的に織り込んでこなかった。しかし、制度開始後3年程度を経過し、また、附則第7条の期間が終了を迎えつつある中、この点を再考する必要がある。
- そこで、「供給の量の状況」を勘案した結果として、費用及び利潤の外側で、この事情を直接的に調達価格に織り込むこととする。供給の量の状況の勘案に当たっては、再生可能エネルギー電源毎の供給の量の状況についても、あわせて勘案することとする。太陽光以外の電源については供給の量が順調に伸びてきたとはいえないのに対し、太陽光については、これまで順調に伸びてきていること、既存の設備認定容量をみると10kW以上を中心に太陽光の認定が6,745万kW（平成26年12月末時点）にも達しており、今後も供給の量が大きく伸びることが確実であることから、これらの点を同時に勘案することが適当である。
- 以上により、太陽光以外の電源について、調達価格の判断において、費用及び利潤とともに、いわば「供給量勘案上乗せ措置」を導入することが適当である。「供給量勘

案上乗せ措置」の大きさについては、調達価格の安定性、事業者の予見可能性に配慮し、これまで上乗せされてきたIRR 1～2%分に相当する分とすることが適当である。なお、今後、供給量勘案上乗せ措置をどれだけ継続するかについては、今後の導入状況を踏まえて見極めることとする。

5ページ目をご覧ください。

Ⅲ. 分野別事項

1. 太陽光

(1) 10kW未満

① システム費用

- 住宅用太陽光補助金制度の交付決定実績データによれば、新築設置の平均のシステム費用（太陽光パネル、パワコン、架台、工事費を含む価格をいう。以下同じ。）は、平成26年度の想定値の38.5万/kW（平成25年10-12月期）から36.4万円/kW（平成26年10-12月期）に下落していることが確認された。
- 新築設置の平均費用を算定根拠に用いることは、確かにその時点では既築設置も含めた全体平均より低い水準となるものの、全体平均の低下トレンドを勘案すると、結果として翌年度の全体平均の近似値となることが確認されているため、昨年度と同様、平成26年10-12月期の新築設置の平均のシステム費用である36.4万円/kWを算定の根拠に採用した。

② 運転維持費

- 制度開始後2年以上が経ち、運転を開始した設備が増加しており、昨年度に引き続き、その現状について、パネルメーカーや太陽光発電協会へのヒアリング、ユーザーへのアンケートによる調査を行った。
- その結果、①多くのパネルメーカーがシステム全体に10年間無償の保証を実施していること、②過半数のユーザーがこれらの無償の保証に加入していること、③当該保証に係る費用はユーザーへの販売価格に転嫁されていることが確認された。
- 一方で、稼働期間20年では、①4年に1回以上の定期点検（2万円程度/回）、②1回以上のパワコン交換（平均20万円）が必要とのことであり、定期点検、パワコン交換の頻度、費用については、昨年度のヒアリング結果から、変動は確認されなかった。
- したがって、平成26年度の想定値（3,600円/kW/年）を据え置くこととした。

(2) 10kW以上

① システム費用

- 調達価格等算定委員会では、これまで10 kW以上の発電設備について、「発電が効率的に実施」される場合として、1,000 kW以上の発電設備を念頭に、そのコストを把握してきている。
- 運転開始後の設備から報告されたコストデータ(平成26年10-12月期)によれば、1,000 kW以上の設備の平均費用は、平成26年度の想定値の27.5万円/kWから28.6万円/kWに上昇している。
- 経済産業省では、昨年度と同様に、「平成25年度の調達価格を確保し、建設を意図的に遅らせているケースもあるのではないかと」の指摘もあることから、平成25年度に認定を受けて、未だ運転開始をしていない、400 kW以上の全ての太陽光発電設備を対象に報告徴収を求めて、その実態の調査を行った。同調査の1,000 kW以上の設備のデータをみると、平成26年7-9月期の太陽光のシステム費用は29.0万円/kWまで上昇している。
- 平成27年度の調達価格の算定に当たっては、昨年度と同様、報告徴収で得られたデータが、運転開始後の設備から報告されたデータより、新しい市況を反映したものとなっていると考えられることから、報告徴収で得られた1,000 kW以上の設備のシステム費用の中央値29.0万円/kWを、想定値として採用することとした。
- また、昨年度に引き続き、運転開始実績のデータを確認すると、設備利用率が、10 kW以上全体では、昨年度の13.0%から14.0%に上昇していることが確認された(うち1,000 kW以上では、昨年度の13.6%から15.0%に上昇)。その背景としては、パネルの設置容量や設置角度、設置方位を十分に計算するなど、事業を効率的に実施する案件が増えたことが考えられ、中でもパネルの設置容量をパワーコンディショナーの容量よりも大きくすることで、設備利用率を上げるケースが常態化しつつあることが見てとれることから、平成27年の調達価格の算定に当たっては、14%を想定値として採用することとした。

② 土地造成費用

- 運転開始後の設備から報告されたコストデータによれば、①1,000 kW以上の設備の土地造成費は、平均値で1.39万円/kW、中央値で0.92万円/kW、②全ての設備の土地造成費は、平均値で0.36万円/kW、中央値で0.00万円/kWであった。
- 法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、全体の平均値(0.36万円/kW)が、平成26年度の想定値(0.4万円/kW)と

大きく変わらないことから、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

③ 接続費用

- 運転開始後の設備から報告されたコストデータによれば、いずれの区分も平成26年度の想定値の1.35万円/kWを下回る水準となった。
- 他方、今回新たに収集されたデータは、接続保留問題が生じた昨年9月よりも前に接続が終了した案件が9割以上を占めており、今後は接続費用の更なる上昇も考えられることから、後述の出力制御対応設備導入の対応の必要性についても加味し、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

④ 運転維持費

- 運転開始後の設備から報告されたコストデータによれば、いずれの区分でも、概ね平成26年度の想定値の0.8万円/kW/年を下回っているが、運転維持費の分布をみると、一部の高額な案件が全体の平均値を引き上げていることが確認された。法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、平成26年度の調達価格の算定に当たっては、1,000kW以上の設備の中央値の0.6万円/kW/年を想定値として採用することとした。

⑤ 土地賃借料

- 運転開始後の設備から報告されたコストデータによれば、一部の高額な案件等が全体の平均値を高めていることが確認された。法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、中央値が153円/m²/年であることを確認した上で、平成26年度の想定値（150円/m²/年）を据え置くこととした。

⑥ その他の論点

i. 10-500kW未満の別区分化

- 昨年度の調達価格等算定委員会では、中規模（10-500kW未満）の設備の別区分化について、引き続き調査・検討を行うべきとされたことから、平成27年度の調達価格を算定するに当たって、改めてその検討を行った。
- 規模別の認定・運転開始状況・システム費用を確認すると、引き続き中規模の設備の普及が進んでおり、運転開始した設備の件数では、メガソーラー（1,000kW以上）の100倍以上となっており、合計出力でも、メガソーラーを超過している状況にある。またシステム費用についても、10-50kW未満と1,000kW以上の差は、1年間程度で約9万円/kW差から約3万円/kW差まで縮小している。

- その他の費用についても確認すると、接続費用については、10-50 kW未満が最も高いものの、土地造成費や運転維持費については、大規模な設備でむしろ、上昇する傾向にある。このように、500 kW未満については、システム費用以外の費用も勘案すれば、1,000 kW以上との費用の差は更に縮まることとなる。
- また、中規模太陽光について、十分な利益水準が確保されているのかを確認するため、設備利用率（14%）と、各区分の運転維持費の中央値を加味し、各案件のIRR（税引前）を確認した。
- その結果、平成26年度の調達価格32円/kWh（税抜）において、現状の調達区分（10 kW以上）で想定しているIRR水準6%を下回っている件数比率は、10-50 kW未満の区分で48%、50-500 kW未満の区分で31%であった。
- 10-50 kW未満では、IRRが想定値より低い案件の割合が若干多いものの、半数以上がIRR6%を確保しており、「10 kW以上の設備について、発電が効率的に実施された場合」の想定として、1,000 kW以上の設備を念頭に算定した調達価格が、中規模太陽光においては事業採算性に合わないものとは言いきれないと考えられる。
- また、平成26年度調達価格等に関する意見で、「500 kW未満の太陽光発電設備の別区分化については、こうした建設を断念したものが潜在的に有していた費用構造等も含め、来年度以降も引き続き調査を行うべき」とされたことを踏まえ、平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、設備認定を受けたが、運転開始前に事業実施を断念した案件に対してアンケート調査を行った。
- アンケート調査結果において、事業実施を断念した案件と実際に運転開始した案件のシステム費用を比較したところ、10-50 kW未満では断念した案件の方が0.7万円/kWを上回ったものの、50-500 kW未満では逆に2.4万円/kW下回っており、500 kW未満のシステム費用について、実際に運転開始した案件よりも、事業実施を断念した案件の方が高いとの傾向は確認できなかった。
- 加えて、事業実施を断念した理由のうち、費用以外の項目を確認すると、500 kW未満では、194件中101件が土地の確保・許認可の問題であったと回答している。また、その要因として、予定していた土地の所有者と調整がつかなかったとする案件が、500 kW未満では101件中70件と過半数を占めている。
- したがって、①事業実施を断念した案件と、実際に運転開始した案件のシステム費用に大幅なコスト差は確認されず、②費用以外では、所有者との調整がつかないこと等による土地の確保・許認可の問題が事業実施の主な課題となっていると見受けられる

ことも踏まえ、今回、新たな価格区分を設定する必要はないとの判断で合意した。

- なお、小規模な発電設備を設置する事業者は、大規模事業者と比べて、①パネルとパワーコンディショナーの容量の比率を最適化する等の情報量の違いがあるといった事情もあることや、②出力制御対応機器の設置費用が比較的高いといった事情もあると推定されることから、ノウハウ・スキルの標準化など調達価格以外での対応を含め、小規模な発電設備を設置する事業者の円滑な事業展開について、引き続き政府は配慮すべきである。

ii. より競争的な手法の導入

- 委員から、10 kW以上の太陽光の調達価格の算定に当たって、より競争的な手法を導入すべきではないかとの意見を受け、現行の調達価格の算定方式について改めて検討を行った。
- 10 kW以上の太陽光の調達価格の算定に当たっては、法律で「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえて、これまで費用が比較的低い1,000 kW以上の発電設備のシステム費用を採用している。
- そこで、1,000 kW以上の発電設備のシステム費用の中央値の29.0万円/kWが、10 kW以上の発電設備のシステム費用の分布において、どのような水準に位置しているのかを確認すると、上から25%値の29.4万円/kWとほぼ同じ水準となっており、10 kW以上の太陽光全体としては、実質的に、効率的に事業を行う者の費用水準を採用しているとも考えられる。
- また、10 kW以上の発電設備のシステム費用の分布の推移を確認すると、平成24年10-12月期に40.9万円/kWであった中央値が、平成25年10-12月期に36.1万円/kW、平成26年10-12月期に34.0万円/kWと低下しており、これまでの調達価格の引下げの中で、一定の競争が働き、システム費用が高く効率の悪い案件が淘汰されてきたものと考えられる。
- 他方、10 kW以上のシステム費用の中央値が、平成24年10-12月期に40.9万円/kW、平成25年10-12月期に36.1万円/kW、平成26年10-12月期に34.0万円/kWと下げ止まりつつあることから、ヒアリングによりその要因を分析したところ、足下では、①円安傾向による海外製のモジュール価格の上昇、②再生可能エネルギー関連工事以外の工事案件の増加による工事費の上昇により、太陽光発電の資本費の約6割を占める設備費、約3割を占める工事費の上昇傾向は継続すると見込まれるとのことであった。

- 実際に、①制度開始以降円安傾向が続いている中、容量で約5割を占める海外生産のモジュール費用は下げ止まっており、②設計労務費単価についても、2011年以降は上昇傾向に転じており、外的な環境変化がシステム費用の動向に一定の影響を及ぼしていると考えられる。
- 以上を踏まえると、①既に現行制度において、一定の競争が働いていること、②他方、足下では円安・工事費の上昇等の外的な環境変化がシステム費用に影響を及ぼしており、事業者の努力のみでは削減できない部分もあり得ることから、現行の法律の下では、これまでの価格決定方式を維持することが適当であるということで合意した。
- なお、委員から、コストが高い状態で太陽光が大量導入されてきた事実を認識して、法制度の在り方を含め引き続き検討していくべきとの意見が出された。この点につき、政府は留意すべきである。

iii. 出力制御対応機器についての考え方

【総論】

- 今般の接続保留問題を機に、再生可能エネルギーの接続可能量を増加させるために、出力制御について新たなルールを導入することとなった点につき、調達価格の算定に当たって反映させる必要があるか否かを検討した。
- このうち、無補償の出力制御期間の日数制から時間制への移行については、1時間の抑制で済むところを1日抑制されることとならざるを得なかった従来のルールから、より時間を限定した抑制が可能となったこともあり、必ずしもいずれかの制度の方が有利とはいえないと考えられる。
- また、指定電気事業者への指定については、指定電気事業者の管内以外の系統制約の少ない地域に立地を誘導するという政策的な観点を踏まえると、特別な措置をとることまでは不要であると考えられる。
- なお、これまで実際に出力制御が生じた事例はなく、接続枠を確保してから設備の運転開始まで一定の時間を要すること等を踏まえると、当面は全国的に大規模な出力制御が生じるとは想定しにくい。現時点で調達期間を通じての出力制御を受ける期間を予測するのは難しく、実際に出力制御がかからなかった場合、調達価格に出力制御期間を盛り込むと、過剰な利益を発生させてしまうおそれがある。したがって、これらの点に関しては、調達価格では特別な措置を盛り込むことはしないことで合意した。
- 他方、出力制御対応機器(遠隔出力制御システム等)の設置等の義務付けについては、対象となる設備には、既存の設備と比較して追加的な費用負担が必然的に生ずるもの

と考えられることから、「通常要すると認められる費用」として、調達価格の算定に反映されることが必要とも考えられる。したがって、以下のとおり考察した。

【10 k W以上の発電設備の追加的な費用負担の取扱い】

- 太陽光発電協会によれば、出力制御対応機器（遠隔出力制御システム等）は、現在、メーカーが開発中であり、今年の春以降、順次市場に投入される見込みとのことであった。したがって、太陽光発電設備の設置者は、当初、市場に存在する機器を設置しておいて、将来、出力制御対応機器が投入される場合、追加的に、ア) パワーコンディショナーのソフトウェアの更新、イ) 通信機能付新制御ユニットの設置・交換、ウ) 通信費用の支出をするといった対応を行うことが必要となるとのことであった。
- 10 k W以上の太陽光の調達価格の算定に当たっては、これまで1,000 k W以上の発電設備の費用を採用していることから、出力制御対応機器の設置に必要な追加的な費用についても同様に、1,000 k W以上の発電設備の費用（500-2,000 k W未満で0.31万円/k W、2,000 k W以上で0.40万円/k W）を想定値として採用することとした。
- 10 k W以上の発電設備については、先述のとおり、接続費用のデータの平均値が0.45万円/k W、中央値が0.17万円/k Wであったが、接続保留問題への対応による今後の接続費用の更なる上昇の可能性を考慮し、平成26年度の想定値（1.35万円/k W）を据え置くこととしているため、今回の費用増分はこの想定値と実績値の差分で吸収されることが想定される。この点につき、委員からは、①10-50 k W未満の発電設備では、想定値と実績値の差額（中央値で0.93万円/k W、平均値で1.18万円/k W）と比較すると、追加的に必要な費用（1.7万円/k W）のほうが高いという指摘があった一方で、②50 k W以上の発電設備では、追加的に必要な費用（0.64万円/k W、0.31万円/k W、0.40万円/k W）の方が低いため、かえって接続費用の想定値が高すぎるのではないかと意見が出された。しかし、①については、10 k W以上の発電設備の導入については全体的に効率化を進めていく必要があること、②については、上位系統の増強による費用負担等、パワーコンディショナーの以外にも、接続保留問題への対応による追加的な費用が発生し得ることを踏まえ、出力制御対応機器の設置に必要な追加的な費用については、この想定値に含まれると整理することとした。

【10 k W未満の発電設備の追加的な費用負担の取扱い】

- 10 k W未満の発電設備については、太陽光発電協会によれば、1.88万円/k Wの追加費用が発生するとのことであった。この費用は、（ア）遠隔制御対応のソフトの更新費用と、（イ）電力計測ユニットと新制御ユニット・モデムの合計額であるが、（ア）

については、新製品の投入以降は不要であり、(イ)については、出力制御対応機器の設置により追加的に必要となる新制御ユニット・モデムの費用に限定すると、追加費用は1.0万円/kWとのことであった。したがって、法律で「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、当該費用を想定値として採用することとした。

- なお、10kW未満の発電設備については、東京電力、中部電力、関西電力に接続しようとする場合は、当分の間、出力制御対応機器の設置等は義務付けられることになっていない。この点は10-50kW未満の設備と同様、より効率的に事業を行える地域へ誘導する観点を勘案して、全国一律の費用を採用することも考えられるが、10kW未満の発電設備は、①住宅用が大半を占めており、より効率的に事業を行える地域に誘導することが難しく、②従来の余剰電力買取制度から「IRRを保証するという考え方はなじまない」との考え方が踏襲されており、10kW以上の発電設備に比べて利潤が低く設定されていることを踏まえる必要がある。また、出力制御対応機器の設置等が義務付けられていない発電設備を含め、全国一律に出力抑制対応機器の設置に必要な追加的費用を上乗せした場合は、追加的な国民負担が発生することにもなる。
- 以上を総合的に勘案し、10kW未満の太陽光発電設備については、出力制御対応機器の設置等の義務付けのある場合は、別途の調達価格を設定することとすべきである。
- なお、これまで地域によって別途の調達価格を設定していない。これは、日照といった自然条件、系統の状況、土地の価格等の外性的な事情については、事業者がその競争の中に織り込むことで、結果として、適地からコストを抑制しつつ導入が進んでいくこととなるとの観点を踏まえたものである。これに対し、今回の接続保留問題は制度運用の結果として生じた、いわば内在的な問題であり、出力制御対応機器の導入は、発電事業者に義務的に対応することを求めるものである点で、性格が異なるものであることに留意する必要がある。このため、別途の調達価格を新たに設定するに際しては「地域」という観点ではなく、「義務的な機器導入に要否」という観点から、別途の調達価格を設定すべきである。

1 ページおめくりいただいて、

2. 風力

(1) 20kW以上

① 資本費

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは20件。その平均値は39.7万円/kW、中央値は31.6万円/kWであり、平成26年度の想定値(30万円/kW)を上回っているが、25kWと小形風力とほぼ同等の案件を除けば、平均値は31.8万円/kWとなり、平成26年度の想定値から大きくずれるものではないため、平成26年度の想定値を据え置くこととした。
- ② 運転維持費
- 制度開始以降得られた運転維持費のコストデータは172件。その平均値は1.3万円/kW/年、中央値は1.1万円/kW/年であり、平成26年度の想定値(0.6万円/kW/年)を上回っている。
 - これは、①大規模修繕(オーバーホール)が集中したことや、②古い案件では品質・性能が低いこと等から一時的に高い値となった可能性があると考えられる。こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。
- ③ 出力制御対応機器についての考え方
- 20kW以上の風力発電設備については、太陽光発電設備と同様、出力制御対応機器(遠隔出力制御システム等)の設置等が義務付けられることになるため、日本風力発電境界にヒアリングを行った。
 - 日本風力発電協会によれば、出力制御対応機器(遠隔出力制御システム等)は、①欧州に納入実績のあるメーカーは、即時対応可能であるが、②新規開発が必要なメーカーは2年程度の開発期間が必要とのことであった。
 - また、出力制御対応機器の設置に必要な追加的な費用は、20,000kW(2,000kW×10基)の発電所では、約3,000~3,600万円(建設費用60億円の0.5~0.6%相当)とのことであった。
 - 10kW以上の太陽光発電設備とは異なり、接続保留問題への対応を接続費用として見込んでいないため、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、当該費用を想定値として採用することとした。
- (2) 20kW未満
- これまで得られた資本費のコストデータは2件で平均323万円/kW。平成26年度の想定値(125万円/kW)よりも高いが、設置した事業者への取材によると、CSRの一環や試験事業として設置したものであるため、採算度外視であることが判明した。
 - 平成27年度の調達価格の算定に当たっては、実績データが2件にとどまること、固定

価格買取制度に対応した各種市場環境整備が進みつつあることから、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

(3) 洋上風力

- 固定価格買取制度では、平成26年4月1日から、着床式を想定した洋上風力の調達価格（36円/kWh（税抜））を陸上風力の調達価格（22円/kWh（税抜））とは別途設けている。
- これまでのところ、鹿島港、稚内港、石狩湾新港、御前崎港に加え、平成26年12月には、むつ小川原港、能代港及び秋田港の港湾計画に、「再生可能エネルギー源を利活用する区域」が位置付けられるとともに、着床式洋上ウインドファームの開発支援や浮体式洋上風力発電の低コスト化、港湾における占用許可手続の審査の拠り所となる技術ガイドラインの策定などの洋上風力発電の導入に向けた各種取組が進められている。
- いずれにせよ、事業化に向けた動きはあるものの、現時点では、洋上風力の認定を受けた設備のコストデータは収集されていないことから、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

3. 地熱

(1) 1.5万kW以上

- 現時点では、制度の適用を受けた新規運転開始実績は0件であった。制度の施行を受けて開発機運が高まっているものの、大規模な地熱発電の開発には10年程度を要するため、現時点では運転開始に至っている案件は出てきていない状況であった。ただし、環境アセスメントが終了し、今後申請が予定されている案件が1件ある。
- 現在進行中の主なプロジェクトとしては、地表調査・掘削調査実施中の案件6件、環境アセスメントに向けた準備段階の案件が1件の計7件ある。また、これに加え、開発前の地元理解に取り組んでいる案件が非公表案件も含め複数件ある。実際に第一号案件が運転開始に至るのは、概ね4年後となる見通し。
- こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

(2) 1.5万kW未満

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは5件で、その平均値は173万円/kW、中央値は156万円/kWであり、平成26年度の想定値（123万円/kW）を上回っているが、10kWの案件を除けば平均値は147万円/kWとなり、平成26年度の想定値（123

万円/kW) から大きくずれるものではない。

- 運転維持費は3.5万円/kW/年と、平成26年度の想定値(4.8万円/kW/年)を下回っているが、得られたコストデータが1件のみであった。
- こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

4. 中小水力

- 固定価格買取制度の開始により、従来は採算性の観点から開発を見送っていた案件の見直しや、中小水力発電の開発に向けた地域での協議会の設立など、開発に向けた動きが活発化。さらに、固定価格買取制度の開始を受け、老朽化した小水力発電設備を改修して、事業の継続を検討する事業者が増加している。
- なお、平成26年4月1日から、既設導水路活用中小水力の調達価格(200kW未満:25円/kWh、200-1,000kW未満:21円/kWh、1,000-30,000kW未満:14円/kWh(全て税抜))を別途設けているが、開発まで一定の期間を要するため、現時点では、既存導水路活用中小水力の認定を受けた設備のコストデータは収集されていないことから、この区分については、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

(1) 200kW未満

① 資本費

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは52件。その平均値は252万円/kW、中央値は151万円/kWであり、平成26年度の想定値(100万円/kW)を上回っている。このうち、民間事業者が設置した案件のコストデータをみると、その平均値は131万円/kW、中央値は122万円/kWとなり、平成26年度の想定値に近づく。
- 法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

② 運転維持費

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは41件。その平均値は4.0万円/kW/年、中央値は2.1万円/kW/年であり、平成26年度の想定値(7.5万円/kW/年)を下回っている。
- これは、①大規模修繕のタイミングや、②その年の天災等の自然状況等により影響を受けた結果である可能性も考えられる。

- こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

(2) 200 kW以上1,000 kW未満

① 資本費

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは12件。その平均値は129万円/kW、中央値は107万円/kWであり、平成26年度の想定値（80万円/kW）を上回っている。このうち、民間事業者が設置した案件のコストデータをみると、その平均値は111万円/kWとなり、平成26年度の想定値に近づく。
- 法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

② 運転維持費

- 制度開始以降得られた運転維持費のコストデータは48件。その平均値は2.2万円/kW/年、中央値は1.3万円/kW/年であり、平成26年度の想定値（6.9万円/kW/年）を下回っている。
- これは、①大規模修繕のタイミングや、②その年の天災等の自然状況等により影響を受けた結果である可能性も考えられる。
- こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

(3) 1,000 kW以上30,000 kW未満

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは2件にとどまり、その平均値は29万円/kWであり、平成26年度の調達価格の想定値（85万円/kW）を大きく下回っている。
- 制度開始以降得られた運転維持費のコストデータは45件。その平均値は1.8万円/kW/年、中央値は1.1万円/kW/年であり、平成26年度の想定値（0.95万円/kW/年）を上回っている。これは、①大規模修繕のタイミングや、②その年の天災等の自然状況等により影響を受けた結果である可能性も考えられる。
- こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

5. バイオマス

(1) 木質バイオマス（未利用木材、一般木材、リサイクル木材）

① 資本費

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは8件。その平均値は41万円/kW、中央値は42万円/kWであり、平成26年度の想定値（41万円/kW）から大きくずれるものではない。このため、平成26年度の想定値を据え置くこととした。
- ② 運転維持費
- 制度開始以降得られた運転維持費のコストデータは5件。その平均値は5.6万円/kW/年、中央値は4.6万円/kW/年であり、平成26年度の想定値（2.7万円/kW/年）を上回っている。
 - これは、大規模修繕のタイミング等により影響を受けた結果である可能性も考えられる。こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。
- ③ 燃料費
- 他の再生可能エネルギー発電設備と異なり、木質バイオマス発電は、燃料費がコスト構造の中で大きな割合を占める。制度開始以降得られたコストデータによると、燃料費は、未利用材で11,141円/トン（4件）、一般木材で7,267円/トン（10件）であり、平成26年度の想定値（未利用木材：12,000円/トン、一般木材：7,500円/トン）を少し下回っているが、大きくずれるものでない。リサイクル木材は3,173円/トン（4件）で、平成26年度の想定値（2,000円/トン）を上回るが、得られたデータ数が少ない。
 - なお、特に一般木材の燃料単価と連動すると考えられる、昨年度の調達価格等算定委員会でも参照した製紙用の木材チップの原料価格（針葉樹丸太の価格）の動向をみると、制度施行時点（平成24年7月）では4,800円/m³であったものが、直近では4,700円/m³となっている。この変動幅は、過去の変動幅におおよそ収まるものである。
 - こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。
- ④ 小規模未利用木質バイオマスの別区分化

【総論】

- 平成26年度の調達価格等に関する意見では、小規模未利用バイオマスの調達価格の別途の区分を設けることについて、「来年度以降も引き続き調査を行い、その可否を検討していく」とされたことから、平成27年度の調達価格を算定するに当たって、改めてその検討を行った。
- 委員からは、小規模未利用木質バイオマス発電の推進は、①出力が変動する電源とは異なって、安定的な発電が期待できる再生可能エネルギーとして、エネルギー政策上

も重要であることに加えて、②森林資源の適切な活用や林業再生等の地域活性化につながることから意義があるが、現在の調達価格の水準では、十分な利益を確保することが難しいことについて、指摘があった。

- 農林水産省からは、小規模未利用木質バイオマス発電の推進により、①従来未利用だった間伐材等の林地残材に新たな需要が創出され、資源の有効利用が進めば、地域で雇用が増大する等、林業施策と相まって地域活性化に大きく寄与すること、②現在の調達価格の算定に当たって想定していた事業規模に見合う原料の収集ができる地域は限られ、更なる未利用木質バイオマス利用の推進には、条件不利地でも取り組める小規模な未利用木質バイオマス発電の推進が必要であることが報告された。

【具体的な検討】

- 小規模未利用木質バイオマス発電の調達価格を算定するには、法律で「通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることから、これまでに運転開始後の設備から報告されたコストデータを確認した。
- まず、資本費・運転維持費については、非常に小規模な発電設備や未利用以外の木質バイオマス発電設備等のデータを除外して、1,500kWのいづなお山の第2発電所の値（資本費：62万円/kW、運転維持費：6.4万円/kW/年）を想定値として採用することとした。
- また、燃料費については、燃料使用量が少量な上、火力発電所の混焼である発電設備のデータを除外して、燃料使用量が20,830トンの案件（いづなお山の第2発電所）と26,000トンの案件の燃料費の間水準（約8,000～10,000円/トン）を念頭に置いて検討することとした。
- 農林水産省からの説明を踏まえると、いづなお山の第2発電所のような小規模未利用木質バイオマス発電所では、使用する燃料の量が少なく、チップ加工場の規模が小さくてすみ、チップ加工設備を発電設備に併設することが比較的容易であるため、一般的に、燃料費のうち25%を占めるチップ運搬コストの削減等により燃料費の低減を図ることが可能であることから、平成27年度の想定値（12,000円/トン）に、この燃料費のコスト削減（25%減）を織り込み、9,000円/トン程度を想定値として採用することとした。
- 調達価格に別途の区分を設ける際の設備の規模について検討するに当たって、運転開始後の設備から報告されたデータでは、サンプル数が限られるため、固定価格買取制度開始前から存在している案件についても建設費用を確認したところ、発電規模が

2,000 kWを下回ると建設費が増加する傾向が確認された。

- 以上を踏まえ、2,000 kW未満の未利用木質バイオマス発電設備について、調達価格に別途の区分を新たに設けることとし、この調達価格の想定値として、いづれお山の第2発電所の資本費（62万円/kW）及び運転維持費（6.4万円/kW/年）、燃料費は9,000円/トンを採用することとした。
- 調達価格の別区分化に当たっては、全体の発電出力が2,000 kW未満で、燃料として未利用木質バイオマスを使用している部分のみ、新たな調達価格が適用されることとなり、全体としての発電出力が2,000 kW以上の場合や、未利用木質バイオマス以外の燃料を用いている部分については、従前の調達価格が適用されることとなる。
- なお、別区分化するに当たっての条件として、事業者及び政府が、①未利用木質バイオマス発電の課題は燃料確保であり、その安定供給のため、しっかりと取り組むこと、②林業の施業の集約化や低コスト・高効率の作業システムの構築などによる燃料費の低減はもとより、資本費及び運転維持費についても、技術開発を進めることによりコストの低減を図ること、③林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」等により、木質バイオマスの由来証明に引き続きしっかり行うことが必要であることを確認した。
- また、委員より、小規模未利用木質バイオマス発電を行うに当たって、ガス化発電や熱電併給が、エネルギー利用上、効率的であるとの指摘があった。これらの形態であっても、発電部分について固定価格買取制度の適用を受けることは可能であり、熱利用専用設備の導入費用は調達価格の算定に当たっての根拠には算入されないが、別途補助金による補助が可能となっていることを確認した。

（2）廃棄物系バイオマス

① 資本費

- 制度開始以降得られた資本費のコストデータは20件。その平均値は72万円/kW、中央値は59万円/kWであり、平成26年度の想定値（31万円/kW）を上回っている。
- 現在の調達価格の前提は、制度開始当初の事業者団体からのヒアリングを踏まえ、大規模な設備を想定しているため、6,000 kW以上の設備（6件）をみると、その平均値は29万円/kWとなり、平成26年度の想定値（31万円/kW）に近づく。また、補助金を受けていない案件（12件）のコストデータをみると、その平均値は48万円/kW、中央値は43万円/kWとなり、平成26年度の想定値（31万円/kW）に近づく。
- 法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を

基礎とするよう規定されていることを踏まえ、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

② 運転維持費

■ 制度開始以降得られた運転維持費のコストデータは135件。その平均値は5.8万円/kW/年、中央値は3.9万円/kW/年であり、平成26年度の想定値(2.2万円/kW/年)を上回っている。このうち、補助金を受けていない案件のコストデータ(37件)をみると、その平均値は4.5万円/kW/年、中央値は2.8万円/kW/年となり、平成26年度の想定値(2.2万円/kW/年)に近づく。

■ 法律では、「供給が『効率的に』実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう規定されていることを踏まえ、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

(3) メタン発酵バイオガス

① 資本費

■ 制度開始以降得られた資本費のコストデータは27件。その平均値は184万円/kW、中央値は142万円/kWであった。そのうち13件が、過去に投資をした、メタン発酵バイオガス発電に必要な発酵槽(約110万円/kW。新設案件のコストデータより。)を有効利用したケースであった。このため、実質的な資本費は、27件全体で平均値は237万円/kW、中央値は204万円/kWとなるが、平成26年度の想定値(392万円/kW)を下回った。

■ 他方、現在73件の設備認定があり、これらの案件が今後運転開始していくことが見込まれる。こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

② 運転維持費

■ 制度開始以降得られた運転維持費のコストデータは11件。その平均値は15.0万円/kW/年、中央値は6.3万円/kW/年であり、平成26年度の想定値(18.4万円/kW/年)を下回っている。

■ これは、大規模修繕のタイミング等により影響を受けた結果である可能性も考えられる。こうした状況を踏まえて、平成27年度の調達価格の算定に当たっては、もうしばらく状況を見極めるべく、平成26年度の想定値を据え置くこととした。

IV. 結論

以上を踏まえ、平成27年度の調達価格及び調達期間に関する当委員会の意見を、別添のとおり

取りまとめた。

以上でございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

以上のような取りまとめ案でございまして、それに基づいて27年度の調達価格及び調達期間についての委員長案というのを提案させていただきます。

部長のほうから説明をお願いします。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

資料4でございます。平成27年度調達価格及び調達期間についての委員長案ということで、委員長のご指示によりまして例年どおりの方法でまとめております。

欄をそれぞれ見ていただきますと、平成26年度と平成27年度、横に置いておりますけれども、太陽光10kW未満ご確認いただければと思いますけれども、議論いただいた緒元を用いまして、出力制御太陽機器の設置の義務の有無によりまして、価格を33円、35円ということで定めさせていただければというふうに思っております。

それから、太陽光10kW以上でございますが、平成27年度、これは利潤配慮期間が6月末で終了いたしますので、それまでの間は29円、それから7月1日以降は27円ということで計算をさせていただいております。

それから1枚おめくりいただきますと、木質バイオマスでございますが、2,000kW未満の設備での未利用木材の利用のケースでございますが、これまで規模の大小にかかわらず32円という水準でございましたものを、この緒元を当てはめた計算の結果、40円ということでご提案をさせていただいております。

それから、それ以外の電源につきましてはそのまま据え置きということで、特に緒元も明記してございませんけど、次のページに参考までに委員長案の一覧ということでお示しをしております。

以上、ご審議いただければと思います。

4. 討議

○植田委員長

ありがとうございました。

それでは今の案につきまして、質疑、ご意見、ご質問等をお願いします。いかがでしょうか。

和田委員、どうぞ。

○和田委員

全体として賛成です。このまとめで賛成なんですけれども、幾つかちょっと意見を述べさせていただきます。

まず太陽光発電の10kW以上の規模別の価格設定について、昨年度、私のほうから規模別価格設定をすべきだということを申し上げましたので、今年度、前年に比べてシステム価格の差がかなり縮まったということで、全体としてそういう価格差がなくなったということで、一応このような判断で了解いたしました。これで今のところよろしいかなと思います。

ただ、いろんな状況が変動していく可能性もありますので、国際レートの変化とか、そういうこともありますので、今後もやっぱりそういう点では継続してやっていただければと思います。

それから出力制御対応の問題ですけれども、これはこういう形で対応するということが決まりましたので、この委員会ではこの対応でいいと思うんですけれども、ただ出力制御が必要とならないような状況をできるだけ作り出していくと。こういうことがやっぱり非常に重要だと思うんですね。

ですので、特に広域の系統連系の利用をもっと積極的にやっていくということをやれば、私個人としては、本来、出力制御する必要がないと思っているんですね。とりわけ住宅用の太陽光発電までこういう機器をつけるというのは、本来ちょっとやらなくてもいい措置ではないかと個人的には思っていますので、そこは決まっていますので、こういうふうな形で対応するというのはそれで結構かと思います。

あと、小規模バイオマス発電の価格を別途に設定するという点については、これも昨年、私のほうから提案させていただきまして、こういう形で別途設定されるということで、非常に今後、国産材を使った発電が、先ほども議論がありましたけれども伸びていくだろうし、そのことによって社会的に、森林保全や地域活性化、あるいはエネルギーの効率向上、それからエネルギーの需給バランスの維持機能、こういうものを高めていきますし、同時に、ここには書かれていませんけれども、温暖化防止の観点からCO₂の吸収量の増大という点は、先ほど農水省の方との議論でもありましたように、できるだけ高齢の木を伐採して植樹をするということをやれば、もっとCO₂の削減に寄与できると。そういうふうなさまざまな観点から、社会的にも非常に有用な措置ではないかと思っています。

そういうふうな意味で非常によかったと思うんですけれども、一つちょっと気になりますのは、小規模バイオマスのこの新たな価格を設定したことで、既設の発電所、つまりこのモデルになった、いろいろなお山の発電所を含めて、2,000kW以下の既設の発電所が既に国内には幾つかありま

す。数は非常に少ないんですけど。そういうものに関して、FITへの移行ができるようにすると。いづなお山の第2発電所は既にFITを利用しているわけですが、この新たな条件のFITに移行できるようにするという必要があると思っています。

これは、このFITが開始されたときに、RPS法下でできた既設の発電所についてはFITに移行するという措置をとったわけですね。そういうことを踏まえたと、やっぱり新たにこういう価格を設定した場合には、既設の発電所についてもそういう措置をとると。

これまで洋上風力と既設導水路活用の中小水力について、新価格を昨年、設定したわけですが、こういうものについては既設の発電所というはなかったと思うんですね。だからそういう問題は生じなかったかと思うんですけども、小規模バイオマスに関しては、数は少ないんですけども、そういうものが存在しますので、それについてはやはりこの40円の買い取りに移行できるようにするという必要があると思っています。

以上です。

○植田委員長

ありがとうございました。

山内委員、お願いします。

○山内委員

ありがとうございます。報告書の内容と、それから価格のご提案についてはこの案で賛成をしたいと思います。報告書についてはちょっと文章が長くて読みづらいところって結構あるなと思いましたけれども、それはそれでよろしいかと思えますけれども。

ただ、今の小規模の木質バイオマスの件ですけども、これ参考事例が少なく、コストの検証がまだ十分じゃないと思うんですね。ですからこういうことについてもコストの検証というものをこれから先に進んでいく。それを言うと全体的にまだコストの検証が十分じゃないところがあるので、何らかの形でコストについて、これから精査していく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○植田委員長

ありがとうございました。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。書かれていることに対して、ここはこう変えるという話ではないんですけども、ちょっと文言が気になるところがありまして。

28ページの木質のバイオマスのところなんですけれども、左側に四角が4つある上から2つ目なんですけれども、2行目の、全体の発電出力が2,000kW未満で、燃料として未利用木質バイオマスを使用している、ここに「部分」という単語があるんですね。それから、その2行下にも同じ位置あたりに「部分」と書いているんですね。

この「部分」というのは、ちょっと意味がわかりにくいかなと。区分でもないし、何でしょうね。すみません。だから「未利用木質バイオマスを使用している部分のみ」というのが、何かイメージが私はおかしいかなというふうに思っているんですけど、何かもうちょっと適切な言葉を検討していただいたほうがいいような気がします。

なぜかという、誤解を生むといけないと思って。例えば2,000kW未満で、5割を未利用木質バイオマスで、あと残りの5割は違うものを使っているというふうなイメージも湧いてしまうので、部分と言われると。そういうことありなんですか。そこら辺もう一度確認したいんですけども。100%未利用という意味なのか。そこら辺がちょっと曖昧なので、もうちょっと明確にしていきたいということ。

それから、次の四角の中の下3行の話なんですけれども、やはりこのトレーサビリティというのは非常に重要で、そのところが、林野庁がガイドラインをつくっておられて、それで「引き続きしっかり行う」と書いてあるんですけども、引き続きしっかり行うのは誰なのかがよくわからないんですね。

これ、きちっとチェックしていただかないと、前回も言ったかというふうに思うんですけども、安い海外のチップ等が入ってきて、チップの状態でも混在するともう全然分けることができなくなりますもので、そういう意味では新しく区分をつくり、皆さん、多分非常に前向きに取り組まれるとは思っているので、そのところを、誰がしっかりと引き続き由来証明をしてやってくださるのかというのをもう少し明確にしていきたいなというふうに私としては思いました。

文言ではそのあたりなんですけれども、基本的にやっぱり今回出てきた接続可能量というお話なんですけれども、そもそもこの再エネ特別措置法というのは再エネを拡大していこうというお話なので、そこら辺で接続可能量を勘案しながら、導入を差し控えるとか、そんな話が出てくるとなかなかギャップが、本来の趣旨とはギャップがあるなという気がすごくしますもので、その接続可能量のお話に関しては、私自身も結構、疑問があるままなんですけれども、それはここでは価格を決める話だから直接どうこうという話ではなくて、別の場かもしれないんですけども、やっぱり引き続き検討を、一応は決まっていますけど、ことし1月から、決まったものではあるけれども、また検討を加えていっていただければなというふうに私自身は思っております。

もう一つ、すみません、あと風力の伸びが、価格には直接関係しないんですけども、なかなか

かやっぱり鈍いなというふうに思っておりまして、そこら辺は何かもう少しプッシュできるような、それはその価格とは関係ないかもしれないんですけども、そういうのも検討していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○植田委員長

ありがとうございました。

幾つかご指摘ありましたので、部長お願いできますか。

○木村省エネルギー・新エネルギー部長

ご指摘いろいろありがとうございました。まず和田委員からおっしゃられました太陽光の10kW以上の捉え方につきましては、ご指摘承って、次年度以降も10kW以上という、全部、十把一絡げにするのではなくて、その推移というのはよくウォッチをしていくということはお約束をいたしたいと思っております。

それから、広域連系を初めとした出力制御対応の問題、これは辰巳委員からおっしゃられたことにもつながるんですけども、当然、私どもとして政策的に、今の接続可能量云々の概念なり、あるいは量自身で十分だとは必ずしも思っておりませんので、それを拡大するためにさまざまな手を尽くすということはやっていきたいと思っております。ちょっとこの場で云々ということではないかもしれませんが、いずれにしてもそういうことについては取り組みまして、また機会を見つけてご報告をさせていただければというふうに思っております。

それから和田委員からおっしゃられました3点目で、小規模木質バイオマスの既設のもの取り扱いでございます。これは実は悩ましいところはございまして、32円でやるという判断でされたということ。FITの前からあるということは、恐らくそのときに一つ事業性のご判断でされているということだとすると、事後的に価格を引き上げますと、再エネ量が必ずしもふえない中で負担だけふえるというようなことに対する批判がかわしがたいような気はしておりますのと、それから、やはり今後コストが上がることというのは、当然こういうふうに毎年見直すわけですからあり得る話だろうとは思んですけども、そのときに同じようなことがやっぱり起こってきてしまうというようなことで、少しどうするかなというのはございます。

他方、まさに先生ご指摘のとおり、RPSからFITに移行したときの取り扱いで、あのときは恐らく、より再生可能エネルギーの量としてもふえるんだというような、そういう理屈をつくってやったということかもしれません。したがって、ここは私どもとしてもロジックを整理をさせていただいて、最終的には事務局の責任で適切に対処させていただければと。ちょっとこの場で明確なお約束はできないんですけども、ご意見は承ったということで、ちょっと考えさ

せていただけないかなというふうに思っております。

それから、山内委員からおっしゃられたコストの検証につきましては、もちろん引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますし、確かに小規模木質バイオマスも全体としてのコストのデータというのは必ずしも十分ではない中で、ご理解を賜ったということで、引き続き私どもとしても、コストのデータの充実はやはり基本でございますので、それについては引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

それから、辰巳委員からおっしゃられた、わかりにくくて申しわけないんですけど、28ページのところについての記述で、私どもとしては全体の発電出力そのものというのは2,000kWを超えてしまうと、このカテゴリーの適用を受けることはないだろうというふうに考えております。

他方、燃料は、混焼はあり得ると。だから未利用の木質バイオマスと、それ以外の例えば一般材、そういったものをまぜるといふようなことがあれば、それは恐らく熱量とかで勘案して、未利用木質バイオマスに相当する部分のみ、この調達額40円が適用されるというふうにしたつもりではございました。少しそこはわかりにくいということで、表現ぶりはちょっと工夫をさせていただければと思っております。ただ、混焼を否定するものではございませんので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その下の記述で、別区分化のところの条件でございますが、①、②、③、全て一番上の行にございます「事業者及び政府」がやるということで、一応、主語はあるんですが、かなりちょっと遠いので、お読み取りいただきにくいところが。やはりトレーサビリティはまずは当然、事業者様がきちんとなさるということは大前提で、それを運用状況等、政府がしっかりウォッチするというところでございます。

これは当然、農水省さんのご協力といいますか、ご尽力のもとで成り立つ話だろうというふうに思いますが、いずれにしてもちょっと表現ぶり、私どもとしては読めると思っておりますけれども、ちょっとご指導いただければというふうに思います。

ありがとうございました。

○植田委員長

いかがでしょうか。

はい、どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

あと、家庭用の場合の出力制御対応機器の話、地域によって価格が異なるというこの区分でもちろん賛成なんですけれども、これをきちんとやっぱり周知、つける人に対して、してほしいというか、広報といいますか。何で私は安い、高いの話が納得できるようなご説明をちゃ

んとしていただきたいということをお願いします。

○植田委員長

よろしゅうございますでしょうか。

はい、誠にありがとうございました。

そしたら取りまとめさせていただきたいと思いますが、ご指摘いただいたように28ページの部分は、調達価格の別区分化をするということなので、その新しい区分がどういう場合に適用されるのかということのを正確に記述しないと。2つのことが入っているもので、2,000 kW以上の場合の話と、混焼になっている場合の話、わかりにくくなっていると、ご指摘のとおりだと思いますので、少し正確にさせていただきたいと思います。

そういうことも含めまして、山内委員からも少し文章のことをご指摘いただいたので、そういうことも含めて最終的な文言をかつちりさせていただきたいと思いますが、その点については委員長にご一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

そしたら、そうさせていただきます。

それから、調達価格及び調達期間については、山地委員からも意見書案については了承するというを事前にいただいておりますので、具体的な反映の方法は私のほうにご一任ということでよろしく願いいたします。

そしたら意見書に加えまして、調達価格及び調達期間に関する委員長案を、本委員会の案ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

はい、まことにありがとうございます。

そしたら、この27年度の調達価格及び調達期間に関する意見（案）、それから同じく調達価格及び調達期間についての委員長案をこの委員会の案ということで取りまとめをさせていただきたいと思います。本当にいろいろ有意義なご意見をいただきましてありがとうございました。

この後は、この意見書を尊重する形で、経済産業大臣が平成27年度調達価格等の案を作成しまして、関係省庁への協議、あるいはパブリックコメントを実施するということになります。

この意見書の最初のほうにも書いてございましたけれども、我々の委員会の案を尊重していただくというのは基本になっておりますので、もし今のプロセスの中で意見書からかなり変更するということがあり得る場合には、再度ご議論いただくということがあるかもしれませんということでございます。仮にそうなった場合には改めて事務局から連絡をさせていただきます。

5. 閉会

○植田委員長

それでは、これもちまして第19回の調達価格等算定委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。終わります。